

7/2(月)から  
受付開始

住み慣れた家で暮らし続けるために

## 住宅の改修に最大20万円を助成

市は、市民の皆さんが自宅の改修や修繕などを行う場合に最大20万円を助成します。今の家をより快適に住みやすくするために活用してください。工事を行うときは市内の業者を利用してください。工事を行う今月号では、本紙4月1日号で掲載した助成の詳細についてお知らせします。

住環境改善助成事業の対象となる工事は、市内の業者が施工する住宅本体の改修・修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかる（消費税を含む）ものです。助成を受けるには、工事に着手する前に2回の申請が必要です。



### 安心して利用できました

片野 善敏さん（倉賀野町）

自宅の外壁と屋根を改修しました。外壁は塗り直してから15年たっていて、だいぶ傷んでいるのが気になっていましたが、どうしても後回しになっていたんです。この助成が後押しになって、改修に踏み切ることができました。申請もスムーズにできて助かりました。これで住み慣れた自宅で、ずっと暮らせますね。

### 事前申請

1回目の申請（事前申請）は、7月2日(月)～8月31日(金)です。市役所9階建築住宅課か各支所建設課にある「住環境改善助成事業に関する証明交付申請書」に記入し同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。工事を発注する本人が手続きをしてください。申請には印鑑が必要です。

### 本申請

2回目の申請（本申請）は、8月1日(水)～11月30日(金)で

### 申請の手順



### ○対象となる工事例

- 外壁や屋根の塗装などの外装工事
- 浴室やキッチンなどの水回りの改修工事
- 壁紙の張り替えなどの内装工事
- 障子や襖などの建具や畳の取り換え

### ×対象とならない工事例

- 別棟の車庫や物置などの工事
- 門扉やブロック塀などの外構工事
- エアコンや給湯器、便器などの製品単体の購入
- 防虫や消毒、ハウスクリーニング

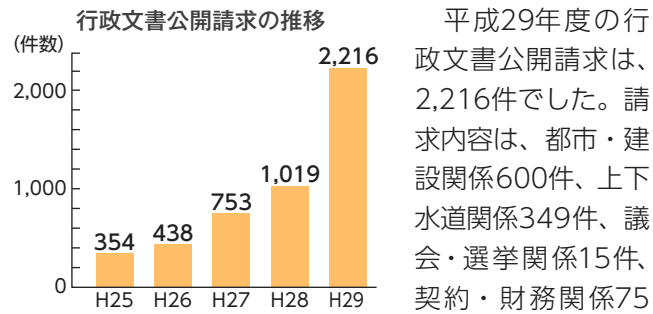
平成 29 年度の実績を報告します

## 行政文書公開請求と個人情報開示請求

いずれも、問い合わせは市民生活課（☎ 321-1230）へ。

### 行政文書公開請求

行政文書公開は、高崎市情報公開条例に基づき、市が保有している行政文書（文書・図面など）を請求により公開する制度です。請求は誰でもできます。



平成29年度の行政文書公開請求は、2,216件でした。請求内容は、都市・建設関係600件、上下水道関係349件、議会・選挙関係15件、契約・財務関係75

件、保健・衛生関係48件、地域・自治関係358件、環境関係30件、福祉関係717件、教育・文化関係16件、税務関係6件、その他2件でした。

公開区分は、全部公開が830件、部分公開が554件、非公開が67件、請求文書の不存在が754件、取り下げが10件、請求拒否が1件でした。

### 個人情報開示請求

個人情報の開示請求は、高崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報を管理する市の実施機関に、自分の個人情報の開示を求めることができる制度です。

平成 29 年度の自己情報の開示請求は、166 件でした。特例的な開示請求などによる自己情報の開示請求は、高崎経済大学が 116 件、高崎経済大学附属高等学校が 127 件でした。

耐震・バリアフリー・省エネ改修が対象

## 住宅の改修で固定資産税が減額になります

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税は、一定の要件を満たしていれば減額されます（下表参照）。ただし、都市計画税は減額されません。

減額を受けるには、改修工事が完了した日から原則

として3か月以内に申告する必要があります。受付窓口は、市役所 2 階資産税課土地家屋担当（☎ 321-1220）か各支所税務課です。必要な書類など詳しくは、市ホームページで確認するか同課へ問い合わせてください。

### 改修の種類と減額の内容

改修の種類	減額の期間	減額率	対象床面積(1戸当たり)	主な減額の要件
耐震		2分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・ 現行の耐震基準に適合する工事 ・ 改修費用が50万円を超える
バリアフリー	工事完了の翌年度だけ	3分の1	100㎡まで	・ 高齢者や障害のある人などが居住する住宅 ・ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・ 補助金を除いた自己負担額が50万円を超える
省エネ		3分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・ 一定の省エネ基準に適合する工事 ・ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・ 補助金を除いた自己負担額が50万円を超える

新築住宅に対する減額を受けている場合は対象になりません。複数の改修工事を同時に行った場合、減額率が変わることがあります